

名北の空の下

署長室から

はしもととおる 橋本 享

名古屋北労働基準監督署長

58

通勤災害とは、通勤によって労働者が被った災害等を言います。労働者の方が通勤災害に遭われた場合にも、業務上災害

と同様に労災保険の給付が行われるため、監督署にはこれに関する請求書が沢山届きます。データを確認したわけではあり

通勤災害



ませんが、監督署で扱う労災請求の2〜3割ぐらいが通勤災害ではないでしょうか。その中には、駅や職場に行くまでの道中で、自転車に乗っている道の段差で転倒したとか、道の角で出合い頭に自転車同士で衝突したと

その場で「大丈夫です、たいしたことはないです」と言っても、相手を認めないままに別れてしまつて、後からその時の怪我で病院に行くことになつても、どこの誰とぶつかったのか分からないということが多くあるよ

いうケース、歩いていて他の自転車に当てられたというものも多くあります。

車での事故だとそのようなことはないと思いますが、自転車の事故だと

うです。

最近では、自転車に乗るときにヘルメット着用が努力義務になっています。私も、朝夕、自転車を利用していますので、自転車用のヘルメットを購入して、被って乗っています。

す。ただ、周りを見ても、まだまだ自転車ヘルメットを被っているのは少数派で、子供たちや仕事を引退したご老人は被っています。働く世代の方にも通勤で自転車に乗るときには被ってもらいたいです。

私が、ヘルメットで困っているのは、朝、駅の自転車置き場で自転車を降りた後、このヘルメットをどこにしまつておいたらよいかという問題です。自転車の前籠に入れておくのは、誰かに悪戯されて持っていかれても困るので、今は、ヘルメットの後ろの通気穴に小さなワイヤー錠を通して、自転車にぶら下げています。しかし、帰りまでに雨が降るとヘルメットの中が濡れて帰宅の時には最悪なことになっていきます。何か良い方法はないか思案中です。

労働〇×クイズ (128)

問 労働安全衛生法施行令第6条第18号に該当する特定化学物質を取り扱う作業については特定化学物質作業主任者を選任しなければならないが、作業が交替制で行われる場合、作業主任者は各直ごとに選任する必要がある。

答えと解説は16ページをご覧ください。

